

文部科学省(文化庁)における文化行政の政策評価(実績評価)体系

政策目標:文化による心豊かな社会の実現

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。このため4の施策によってその目的の達成を目指す。

施策目標	達成目標	基準年度 目標達成年度	判断基準(評価指標)
① 芸術文化の振興		平成19年度 平成23年度	
優れた芸術文化への支援、新進芸術家の人材育成、子どもの芸術文化体験活動、地域における芸術文化活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。			
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 芸術文化の振興を図るため、優れた芸術文化への支援を継続し、芸術文化創造活動を活性化させる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・主要芸術団体の自主公演数 ・文化庁メディア芸術祭への応募数 ・文化庁メディア芸術祭への来場者数
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 世界で活躍する新進芸術家等を養成するため、研修・発表の場を提供するとともに芸術団体等が行う養成事業等への支援を充実させ、世界に羽ばたく新進芸術家等を育成する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・新進芸術家海外研修制度における派遣者数 ・芸術団体人材育成支援事業における支援事業数
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ豊かな感性と創造性を育むとともに、地域における文化活動の活性化を図り、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられる機会を充実する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・本物の舞台芸術体験事業の公演数 ・学校への芸術家等派遣事業の実施箇所数 ・「文化芸術による創造のまち」支援事業の支援件数 ・舞台芸術の魅力発見事業の支援件数
② 文化財の保存及び活用の充実		平成18年度 平成23年度	
貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。			
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づいて、文化財のうち重要なものの指定等を積極的に行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の指定、選定及び登録の件数 ・指定等文化財のうち近代の分野の割合
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護・継承のための補助件数 ・史跡等の面積のうち公有地の割合
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化財の特質やその適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて国民にわかりやすい形でその公開・活用を促進する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧回数との割合
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 専門的機関やNPOなどとの適切な連携協力の促進、文化財に携わる人材の確保と資質の向上、文化財保護に関する国民への普及活動等を通じて、文化財の保護継承・活用のための基盤を整備する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・文化財行政講座への参加者数 ・文化財行政講座における受講者アンケートにおいて、受講して大変参考になった・参考になったと回答した人の割合 ・伝統文化こども教室事業の採択件数
③ 日本文化の発信及び国際文化交流の推進		平成19年度 平成23年度	
文化芸術振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の推進を図る。			
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 我が国の芸術家や芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体と我が国の芸術団体とが共同制作公演などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・文化交流使の指名数・派遣地域数 ・国際芸術交流支援事業申請数
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのある海外の文化遺産等に対して、我が国の高度な技術力等を生かした協力等を行うことにより、我が国の国際的地位の向上に資する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国際シンポジウムへの参加者数 ・文化遺産国際協力コンソーシアムへの参加者・参加機関数

④ 文化芸術の振興のための基盤の充実	平成19年度 平成23年度	
<p>高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備を行うとともに、文化に関する情報提供の充実を図る。また、文化活動を支える基盤として、国語の普及・啓発や日本語教育の充実、円滑な宗教行政の推進を図るとともに、著作権の適切な保護と公正な利用を図り、著作権制度の普及・啓発を行う。</p>		
	<p>◆ 文化ボランティア支援拠点形成事業により、継続的に文化ボランティア・コーディネーターの養成を行う拠点の形成を図るとともに、高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化に関する情報提供の充実を図る。</p>	<p>・文化ボランティア支援拠点形成事業の終了後翌年度も引き続き、文化ボランティア・コーディネーターの養成を行っている団体の割合 ・文化庁ホームページへのアクセス数の前年度比</p>
	<p>◆ 著作物等の利用実態や流通の在り方等に関する調査研究等を行い、その成果の普及等を通じて、情報化の進展に対応した著作物の円滑な流通を促進する。</p>	<p>・意思表示システムの構築（進捗度合い） ・著作権等の集中管理の進展状況（著作権等管理事業者の管理著作物数）</p>
	<p>◆ 著作権に関する講習会の開催や著作権普及教材の開発等を通じて、著作権制度の普及・啓発を図る。</p>	<p>・著作権セミナー・都道府県著作権事務担当者講習会・教職員著作権講習会・図書館等職員著作権実務講習会の開催会場数及び受講者数 ・上記の講習会において受講者から徴収したアンケート結果 ・著作権普及教材の開発の進捗状況</p>
	<p>◆ 二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、日米欧連携した海賊版対策の強化、権利の執行推進の支援、トレーニングセミナーの実施等、アジア諸国等における海賊版対策事業を実施することにより、我が国の著作物を適切に保護するための条件整備を行う。</p>	<p>・トレーニングセミナーを受講した取締担当官によるセミナーに対する満足度及び有益度評価</p>
	<p>◆ 国語についての正しい理解を深めるため、国語に関する協議会、地域の国語力向上事業（「言葉」について考える体験事業等）を通じて、国民に対する国語の普及・啓発を図る。</p>	<p>・国語問題研究協議会における参加者の満足度 ・「言葉」について考える体験事業における参加者の満足度 ・言葉に関する参加体験型講習の指導者養成事業における参加者の満足度</p>
	<p>◆ 国内における日本語を学習する外国人の増加及び定住化に対応し、外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、日本語教育を充実する。</p>	<p>・日本語教育実施機関・施設等数の対前年度比 ・日本語教育研究協議会への参加者アンケートにおいて、「参考になった」と回答する人の割合</p>
	<p>◆ 宗教法人法に基づく認証事務を着実に実施するとともに、管理運営に関する資料等を作成、宗教法人の事務担当者を対象とした「宗教法人実務研修会」において活用することにより、宗教法人の適正な管理運営について意識の徹底を図り、日常の管理運営業務における具体的な事務処理方法等を周知する。</p>	<p>・認証事務の実施状況 ・「宗教法人実務研修会」受講者アンケートにおいて、受講して「とても有意義であった」「有意義であった」と回答する人の割合</p>